



また地方自治法にも地方自治の精神もはつきり示されておられるわけですが、最近の自治庁のやっておられるお仕事を拝見しておりますと、どうも地方自治の総元締めとしての任務を多少曲げられておる向きがあるのではないかと、この不安があるわけですが、何となれば現に都道府県、市町村という、財政的にも窮乏した実情にある地方公共団体に對する権力的な形での態度が、ほのかに見え始めておる。自治庁という役所は権力機関というよりは、地方自治を育成するという機関であると思ふ。

そういう意味から私はここで、政務次官もおいでになるので官房長とお二人にお尋ねしたいのは、地方自治の精神からいって、地方公共団体の首長を公選にしている意義はどこにあるのか、そこを一つお答え願いたいわけですが、

○黒金政府委員 大へんむずかしい御質問でありますけれども、われわれが通俗的に解しておりますところでは、やはり地方自治団体でございまして、その地方自治団体を構成している住民が、自分が最も適当であるという人を直接に選ぶことが一番地方自治に對していいだろう、こういう見地でもって公選をして首長をきめておる、このように理解をいたしております。

○受田委員 そうしますと地方公共団体の自主性とか民主性とかいうものを尊重する形という地方自治法第一条の精神を具体化させるための一つの方法だ、かように了解してよろしゅうございませうか。

○黒金政府委員 その通りと存じます。

○受田委員 地方公共団体の自主的運営ということにおきまして、公選制の大きな長所は、中央政治とのつながり

において、中央政治の直接の支配からのがれて、地方の住民の真の幸福、地方自治の健全な発達という意味に公選の意義がある、かように了解してよろしゅうございませうか。

○黒金政府委員 今お話のございましたように、地方自治団体の首長でございまして、地方自治団体として適当な人物をお選びになるのであつて、国の政府と必ずしも一致するものではない、このように理解をいたしております。

○受田委員 最近における地方首長選挙、市町村の選挙に至るまで、政党内においては幹事長が陣頭に立ち、政府においては総理が陣頭に立っておる。そして地方選挙で政府に力があるが、政府と同じ立場で地方行政をする首長が適切な仕事ができるのだということ、党の方針としても幹事長が選挙対策ではつきり言明しておられるし、地方の演説においてもそういう演説をされて住民に訴えておられますが、中央政府に力がある首長が住民の幸福であるというこの見解に對して、あなたはどうか判断されますか。

○黒金政府委員 地方団体の首長を選ぶ選挙民も、国会議員を選ぶ選挙民も同じなんです。普通選挙の場合ならば国の与党の方が地方選挙においても勝つのが普通ではないかという感じがいたしますけれども、しかし個個具体的な場合におきまして、必ずしも国会の総選挙でもって勝った党派の者が地方団体の首長で勝つとはきまらない。従いまして食い違いのある場合が起こり得ると思ひます。現に起つておるところもございませう。ただ、ただいま御質問の点でございませうが、われわれ

の実情におきまして、たとえば交付税の算定をいたす、あるいは補助金の問題をきめる、あるいは起債の認可をするという場合におきまして、今の政府与党と立場の違う首長を持つております地方公共団体に對して、差別をつけ、仕事をしたこともございませうし、また今後差別をつけようという気も全然ございませう。

○受田委員 あなたの答弁ははなはだりっぱな答弁なんです。そうしますと政府与党に都合のいい、その立場をとる首長が当選すれば住民は幸福であるという総理以下の御説明は、これは誤まつておられますか、いかがですか。

○黒金政府委員 それは、少くともわれわれに對して総理からそういう御命令のあつたことも、御指示のあつたこともございませうし、また与党の幹部からそういう御命令があつたこともございませうし、私も今申し上げました見解で今後ともに仕事をいたしていく考えでおります。

○受田委員 これは総理に來てもらわなければなりません。非常に重大なことになつたわけですが、われわれは党の幹部のそういう方針、地方における演説の内容をつぶさに伺つておりました。政府与党に連係のある首長が仕事ができるのだ、つながりのない者は仕事ができないのだ、こういうことには對して自治庁としてはそれは間違ひである、そういうことは事実ないということとを今言われたわけですが、事務局として、中央にある政府と同じ、たとえば現在では自民党の知事が交付金の獲得をするにしても、補助金の獲得をするにしても、社会党の知事よりも条件がいいということは全然考えていな

いかどうか、一つお答え願ひたい。

○松村政府委員 事務局といたしましては、行政を執行するに當りましては、法令の規定、予算の規定に基き、また全体に奉仕する公務員としての心がまえで事を處するのだからと、あるいは社会党出身の知事だからと、あつて差別をするようなことはございませう。

○受田委員 事務的な取扱いはそれとして、時に交付金の算定基準あるいは補助金の額等において、政治的に多少の色をつけるという場合があるかどうか、あるいは全然ないかどうかを、事務局と政務次官の両方からお答え願ひます。

○黒金政府委員 交付税は御承知の通りに法律に基きまして、またその下にあります政令なりあるいは総理府令に基いて機械的に算出されます。特別交付税の点で若干いろいろな配慮を加え得る余地もございませうけれども、しかし加えました際にはございませう、今仰せになりましたようなことで差異をつけておつたことはいくらも私には考えられません。

○受田委員 事務局の御見解を伺ひます。

○松村政府委員 各省によつて、ものによつて違ふと思ひますけれども、事柄によりまして多少裁量の余地のつくような場合においては、お説のようなことがないこともないでございませう。うけれども、全体といたしましてはさうなことはなからうかと存じます。

○受田委員 今の最初のところが大事なことですが、多少差異があり得る場合というのは、いかなる場合でし

うか。

○松村政府委員 個々の具体的な例を示せと言われてもちよつと示しかねるのですが、行政の性質によつて、あるいは補助金等の交付の種類によりましては、そういうものもあるかと推量しているわけではございませう。

○受田委員 推量ではないわけですか。事務局も長い間事務をされていらっしゃるうちに、たとえば大臣からこうせよという命令をされるような場合に、それに従わなければならないかどうか。あるいは総理とかほかの有力な閣僚の諸君から、ここをこうしてやれ、補助金はここにこうせよというので、与党から出た知事のところに特にそういう補助金の配分をふやすとかいうような措置を要求されたようなことがあるか、そういう際にそれを引き受けておるかどうかということがあります。具体的な実態に触れてお尋ねしたいのです。

○松村政府委員 私直接そういう仕事に携わつたり、あるいはそういうことで上司から指示を受けたことはございませう。それはたくさん年の間に、あるいは大臣の良識の程度のかんによりましては、そういうことも若干あつたのではなからうかと思ひますけれども、しかし私も事務局といたしましては、先ほど申しましたように法令の規定、予算、全体に奉仕する公務員の立場、そういうもので判断をしてやつて、いって参つておるわけではございませう。しかし公務員法にも書いてございまして、適正なものであれば上司の命令に従

うことが要請されております。そういう意味で全くないという事は言い切れないと思いますが、たびたび申しますように、全体的にはそういうものはごくわずかな例外的なことであると私は考えておるような次第でございます。

○受田委員 自治庁の事務当局に長くおられた松村さんの説で、そういうことはきわめてまれな例であって、普通はそういうことはないということでありますが、そのきわめてまれという例が重大だと思ふのです。つまり大臣の政治的な発言で、特定のところへ措置を命じたような場合に、上司の命令であるという場合に、公務員側の方としてはこれは筋が通らない、公平を期する上からこれは政治的な意味があるという場合には、これはあなた政治的な意図を持っておられるのじゃないかということに強力に進言するということはやっておられるか。

○松村政府委員 それは事務当局といましては、最大のできるだけのことを申し上げてはおります。

○黒金政府委員 私補足して申し上げたいと存じますけれども、私が自治庁に参りましてまだ一年にもなりません、私の率直な印象を申し上げますと、少しかたくななくらいに感じることが自治庁のお役人のような感じがいたします。理屈を非常にこねまします、法規に照してなかなか言うことを聞かないというのが、自治庁の役人の土性骨じゃないかと私はひそかに敬意を払っておるのでございますが、従いまして私が、そうおっしゃるまねな例にぶつかっておりませんものですか、よくわかりませんが、もし、そういうまれな例がありまして、非

常な抵抗を示すのが自治庁の役人の風習じゃないか、私のつたない経験から申しまして今申し添えておきます。

○受田委員 私は大臣とか、政党の高級幹部とかいふものが、あたかも自分の力で補助金などは適当に差し繰ってやるというような政治的発言をして、地方民に悪影響を与えている例がたゞさんあると思うのです。それが今回各地の選挙に現われてきておるわけなんです。これは自分の立場をとる候補が当選した場合に差し繰る、そういうことに便宜をはかれるのだから、野党の者においてはそういう便宜がはかれぬのだから、与党の立場を守る者を出せという、こういう発言は非常に重大な発言なんです。こういう各地においで行われる発言、前の川島幹事長もこれははっきり地方選挙対策において政府与党につきりある首長を選べ、それが住民の幸福であり、政治的にも効果のある仕事ができるのだ、こういう発言を選挙指導上与えておるわけなんです。こういうことであるならば、むしろ官選知事というもので、政府与党の意思を十分体して地方で仕事をやる官選知事を任命した方がかえっていいことだ。公職選挙法でそういう首長を選び、また地方自治法においてそれがはっきり公選の知事の任命がうたわれている以上、やはり住民の公平な意思で選出する首長は、そうした政治的意図に支配されない純粋な気持ちで争わなければならぬ。それをあたかも政府与党の諸君の意図を体する知事でなければ仕事ができないなどという、こういうことを少くとも行政責任者である政府の大臣たちが発言するということは、非常に住民を迷わすこと

だ。これは地方自治を侵害することはないものだと思ふのです。あなたが、あなたの方から申されて、もし政府与党の意図をその通りにやらすならば、むしろ公選をやめて官選知事の方がよいとお考えになりませんか。これは純理論の立場から御答弁願いたい。

○黒金政府委員 ただいまお話がございました点で、そういう発言が選挙にどの程度影響されておりますか、私率直に申し上げて恐縮でありますけれども、昨年の総選挙で自由民主党が勝つておるのでございますが、その投票から見れば首長選挙も勝つのが当りません。そういうような感じがいたしましたので、必ずしも今おっしゃるようなことが、それほど大きな影響をなしておったかどうか、これは私はまた考えなければいかぬと思ひます。しかし今おっしゃるようなことで、事実自治庁なり何な事務当局が、あるいは私どもが、そういった感情で仕事をしておるかとおせば、これは絶対にいたしておりません。同時に今仰せになりましたような、それくらいなら公選知事をやめて官選にしたらいいじゃないか、こういう問題につきましては、今のところはそういう考えを持っておりません。

○受田委員 黒金さん、あなたは非常に率直な発言をなさっておるのです。政府与党は選挙で昨年勝利したから、従って地方知事も自民党の立場を守る者がこの割合でいけば当然いかなければならぬ、まれな例外があるとは先ほどは言われたが、この考え方は、あなたは地方自治を侵害しておるのですよ。地方自治は住民が公平な立場の知事を選ぶので、今のあなたの発言は、地方の首長が政党に支配されるということをおあなたがみずから認め、そうして多数党の知事が当選しなければ仕事ができないということをりっぱに裏づけされた発言です。それでは公選の意義が全く失われることになる。つまり中央政治で多数占めておるものであるから、地方でもやはり自民党の公認が当選すべきものだ、こういう考え方は地方自治を侵害するものではないか。あなたのいう自治庁長官がおられるから、自治庁長官じゃない、まだささやかな存在だが、まあ政務次官、あなたのいう政務次官がおいでになるから、自治庁に対する信頼が失われてきておるのだ。そういう心がまえの政務次官が控えておられるから、地方の、たとえば純粋な立場で考えなければならぬ知事などに對して、圧力を加えるような結果が起ってくる。まれな例というものが、あなたのいう政務次官がおられるから起ってくる。こういう不謹慎な考え方で自治庁の政務次官が地方選挙を考えておられることになるならば、これは重大な問題なんです。これは許されぬです。これは官選知事に任命する方がむしろいいのだが、今は制度を改正しようとは思わないのだという、これもまた言いのがれて、実際は腹の中では官選と同じことを考えておられる。地方住民のための、地方の民主的な運営——地方によっては、政府与党の立場でない、もっとも革新的な立場をとってやらなければならぬ、ということがたくさんあるわけなんです。そういうようなところに対して、政府与党が中央で多数をとっているから、

当然そういかなければならぬというように考え、あなたが自治庁を握っておられるということになれば、今回自治庁を自治省にしようか、省に昇格しようかという意図も、これは往年の内務省という、あつた権力の機関としての役所にすりかえられおるおそれがある。私は純粋な意味で自治庁が自治省になるというならば、これはある程度肯定してもよいと思つておったのです。しかしあなたの今の御発言のような考え方は、結局強権発動の原動力になるという疑いを民主的なものを考へる人々には痛烈に与えますが、いかがですか、御答弁願いたい。

○黒金政府委員 ただいま大へんおしかりを受けて、まことに取るに足らぬ者から申し上げて恐縮でございますが、ただ私が今申し上げましたのは、先ほどおっしゃった点のみで選挙の結果がきまつたのではないのじゃないか、もっとほかにあるのじゃないかしらというのを申し上げたのでありまして、私は必ずしも地方の知事が政党内に属さなければならぬということも実は考えておりません。同時に、どちらが勝たなければならぬとも考えておりません。それは自主的にきまるものである。しかし結果的にこういう今までの結果が出たことはすなおに認めなければいかぬ、ということにかりに党の首脳部なり何か言つたにしても、それはそれでできまわつておるものではないのじゃないかしら、こういう点を実は強調し過ぎたのかも知れません。その点は御了承を賜りたいと存じます。今お話のございましたような官選にしようということは、今の

ところはわれわれは何も考えておりませんし、また自治庁を自治省にしようという案は、行政機構の改革調査会で、審議会の答申が出ております。私どもも寄り寄り検討はいたしております。検討はいたしておりますが、今御懸念になりますようなことは、あるいは私の発言から非常に御懸念になったかと存じまして、その点恐縮に存じますが、けれども、そういう考え方は実は持つておりませんで、今の任務のまま、外局よりは省にした方が適當でないか、こういう考えでおるような次第であります。

○受田委員 あなたは中央で自民党が現在多数であるから、多数の占める割合に地方もいくのが当然なんだということを発表されておるのです。それははっきり今発言されておる。そのお考えはあなたの中にはっきりあるのです。これは動かすことはできません。従って、多少ほかの事情があるとかいっても、政府与党の側の方へ立つ知事が当選するのは当りまえだという御意思がはっきりしておるのです。それは先ほどの何回かの御発言で確認できる。そういう考え方は間違いないことを私が今指摘したわけですから、地方自治と中央政治との立場は、純粹に違った感覚で見なければいけません。中央政府と同じようなものが地方にあるべきだというのじゃないのですから……。なぜこの地方自治法ができておるのですか。なぜ自治庁設置法ができておるのですか。自治庁というものは、そういう政治支配からのがれるためにがんばってつけれなければならぬ、原動力にならなければならぬ役所じゃないですか。その役所の大事な政務次官

が、軽々しい党の首脳部の意図を体したとき御発言をされることにおいて、われわれは、将来自治庁が自治省になった場合のその権限の強化ということ、地方に対する権力の行使がいかに強烈であるかを思わせるにはなほだしいものがあると思います。行政審議会で、自治省が真に政治支配の中からのがれ、そういう権力行使の圧力の中からのがれて、純粹に地方住民の発達のために役立つ役所であるというならば、われわれとしてもこれは耳を傾けなければならぬのです。けれども、あなたのようなお考えでできるお役所であるとなるとこれは問題がある。私はこれはあなた自身ではなかなか解決ができないだろうと思うので、行政府の最高責任者である総理大臣、都合によればこの地方選挙対策を指導した幹事長を呼んで——これは自治庁の任務の中の大事なお仕事ですから、一つ委員長においてお取扱いをお願いいたします。私はもう少し事務的にお願いいたしますが、行政審議会が答申した問題で、自治庁を自治省にすることの必要性と、それから現実には今政府の中においては、どういう考え方を持ってこれを進めておるのかという経過をまずお答え願いたい。

○松村政府委員 自治庁を省にしなければならぬという理由であります。自治庁というものは、なるほどこの人数はそう多くはございませんが、やっております仕事、予算、法律案、そういう点を考えてみても、優に普通の省以上の、ある予算等は省の中で一番多くの予算をかかえておるわけでありまして、また起債等の額を入れますれば、もっと多額なものになるので

ございます。ところが現在自治庁の責任者であります長官は、総理大臣を補佐する役にすぎぬものでございまして、閣議におきましても提案権がない。総理大臣でなければ自治庁の仕事についての提案権がない。あらゆるものが総理大臣を通じてなされる。こういうことで、事務の簡素化、合理化の上から申しまして、あるいは執務の責任体制の上からいたしまして、専任の大臣を置くことが——専任の大臣と申しまして、内閣法にいう主任の大臣という意味の大臣を置くことが、地方自治を擁護、育成する、中央において地方自治のために発言する力を持ち得る、こういうことで必要性を感じておるのでございまして、ただいま政務次官からお話のございましたが、行政審議会の答申がございまして、現在いろいろどういふ案にするか検討中でございまして、最終的にどういふことを申し上げるほどの案になっておりませんが、できましたらなるべく早い機会に提案の運びに持っていきたい、そういうふうにお考えのような次第でございまして。

○受田委員 自治庁を自治省にしなければならぬということ、主管の大臣の権限の問題が一つあるということでしたが、総理府の外局の長局としての権限行使で、実際問題として支障が起り得る具体的な例を一つお示し願いたい。

○松村政府委員 これは事務的と申しますより、むしろ政治的な考えになりますかとも思いますが、閣議におきまして地方自治のために発言するという場合におきかしても、それが内閣法による主任の大臣と、ただ単に総理

大臣の補佐にすぎない長官とでは、そこに非常に差異があるわけではございまして。先ほど申しましたように閣議に案を提出いたしますにしても、長官には提案権がない、総理大臣にしかありません。こういうようなことで地方自治のために発言する力というものは——これはむしろ政治的な意味における力だろーうと思ひますが、それは主任の大臣を置いた方が、単なる長官よりも非常に力強いものになるだろう、そういうふうにお考えでおるのではありませんか。

○受田委員 総理府の外局のそれぞれ庁の長官が、閣内における有力な実力者である場合がしばしばあるわけですから、そういう場合には別に総理府の外局の長であるからといって、小さくなって発言しておるわけではないのですから、そういう政治的な発言権という点においては、むしろ総理大臣をかさに着る上においても都合がいいのじゃないですか。

○松村政府委員 それは少し逆説的な言い方になるかと思ひますが、防衛庁とか経済企画庁というような大臣が来られるようなこともあるかと思ひますが、自治庁というような総理府の一つの外局という形でおる、そういうことがかえって——こう言つてははなはだ都合が悪いかと思ひますが、そういった有力な大臣がそこに就任されるということも、実際問題としてなかなか考えにくい。これを一つの省にすれば……（青木正不信任か）と呼ぶ者あり）別にうちの大臣を不信任しておるわけではございませんが、主任の大臣

として専任を置く方がよりいいのではなからうか。まことにこういう席で申し上げるのは何ですが、昨年も大臣を二、三入れかえるというような事例もございまして、そういう点や外局というところの原因があるのではなからうか、これはまあ事務当局としてそういうふうにお考えののでございまして。

○受田委員 官房長は自治庁には歴代粗末な大臣が来てしようがない、有力な実力者がなかなか来ない、防衛庁や経済企画庁へは大物が行くがこへは小者が来るのだということと同じような意味の御発言があったわけですが、これは事実松村さんの率直な御意見だと思つて、あなたの純粹性を非常に尊重します。そこで御承知のように自治庁長官、この間も警職法が飛び出すと青木さんに公安委員会の方を専門にやっていたので、愛知さんが自治庁長官を兼ねて、その愛知さんはどういふことになるかという、これは法務大臣という選挙取締りの総帥でありながら、選挙法の審判人でありながら、選挙法を犯してまでも選挙運動をやらなければいかぬというような意気込みで、宮城県知事選挙においても選挙違反というふうな発言をして大いにみんなを激励したということ。そういうおもしろい法務大臣が今もおいでですが、それが自治庁長官を一時兼ねられた。結局自治庁という役所はもたらしてお粗末な大臣に適宜交代してもらつてやつておられる役所、そうお感じになるのは事務当局の切実なお声だろうと私は承知します。

そこで私はどうしても総理と青木自治庁長官に来てもらわぬと、この問題

は解決しないことになったのです。今  
のお二人の首脳部の発言で、自治庁の  
あり方に対する重大な疑義が起つてき  
たわけですね。そして青木さんにもこ  
で意見を述べてもらって、自治庁の権  
威を一つここで示してもらいたいと思  
う。私はお二人に申し上げておきます  
が、私はこの法案についての最終決定の  
段階にいくかぬかは、はっきりお約束  
できない段階になりました。そこでこの  
法案自身に入りますが、自治庁のお仕  
事として今度新しく設置法の改正で地  
方財務会計制度調査会というものを置  
くことになったという今回の御提案で  
ありますが、この地方財務会計制度を特  
に指摘してやっておられる理由です。  
これは提案理由の中に一応、その合理  
的で能率的な整備というところに目標  
を置いておられることを伺うのですけ  
れども、今まではそういうことができ  
なかったのですか。これまではどうい  
う制度を設けなければという目的が  
達せられなかったのですか。

○松村政府委員 この地方団体の財務  
会計制度は、明治の府県制、市町村制  
以来ほとんどそのまゝの姿を残してお  
りまして、地方自治法ができてからか  
らもそれについて十分研究を遂げ、改  
正をする機会を見なかったわけでごさ  
います。それで今後府県、市町村の財務  
会計制度を新しい時代にふさわしいよ  
うに改正したい、そういうためにはや  
はり学識経験を持った人々にお集まり  
願って、その人たちの御意見をいた  
だいて、それに基いて改正しよう、そ  
ういうことで今回御審議をお願いするよ  
うになった次第でございます。

○受田委員 国の財務会計制度の方は  
漸次整備してきた。地方もこれに間に  
合はなければならぬという御  
意思ははっきりわかるのですけれど  
も、今までの現状で済んでいたこと  
を取り上げてやらなければならぬとい  
うこと、このこと自身があなたの方  
で地方自治というものに對する今ま  
での御認識があらわれていたというこ  
とを物語るものか、あるいはそういうも  
のはなくとも今までは済んでいたとい  
う、現状がそうであったというのか、  
そこを一つ。

○松村政府委員 これは率直に申し上げ  
まして、御承知のように戦後新しい  
地方自治制度ができてから、制度の大  
改革あるいは税の改革、あるいは最近  
町村合併等、そういったたくさんの方  
が次から次へ出まして、地方自治が  
いよいよ方々々々あるために、この最後  
の段階として財務会計制度——これは国  
の方は戦後やってこられたけれども、  
こちらはそういうものを経た後に  
おきまして、その財務会計制度の整  
備をもつて、その地方団体の作り上  
げていきたい、そういう段階に到達し  
ました。時期としては多少おそいとも  
しれませんけれども、これからやりた  
い、こういう考えでおるわけござい  
ます。

○受田委員 自治庁では事務的にこう  
いう問題は十分調査研究しておるこ  
とであらうと思ひます。自治庁の現  
在のお役人の中でそうした協議会によ  
うなものを作られて頭のいい人ばかり  
そろっておるのですから、あなたの方  
とて十分おせん立てができる問題  
ではありませんか。

○松村政府委員 仰せのように現に私  
どもの役所におきましても財務会計関  
係の問題点、これについてどういふ  
うに解決していったらいいか、こうい  
うことを研究もし、調査もいたしてお  
ります。しかしやはり事が非常に技術  
的、専門的にわたる面もあり、外部の  
学識経験者の知恵をお借り  
してよりよいものを作り上げた方がい  
いだらう、こういうことで調査会を設  
けたい、こういうふうに考えたのでご  
ざいます。

○受田委員 従来地方財政審議会とい  
うようなものも制度的にあったので、  
そういうようなことを考えてみると、  
そういう機関でさらに分科会のような  
ものを作つてやるという方法はない  
のですか。

○松村政府委員 ただいま地方財政  
審議会という審議機関がございます  
が、これは交付税の配分なり起債の配  
分なり、そういった地方財政、地方税  
についての自治庁の行政の執行の重要  
な部面についての御審議を願う機関で  
ございまして、財務会計制度のような  
ものを調査審議するについては、機関  
の性質から申しまして、人的構成か  
ら申しましても適當でない、こういう  
ふうに思つておるのでございませう。

○受田委員 自治庁の方で今政令で出  
てはどうかというものがあつたのか、試案を  
お示し願ひたい。

○松村政府委員 委員につきましては  
数的には二十名以内に限定いたしまし  
て、その構成者としたしましては財務  
会計に学識経験のある人、それからこ  
れも結局終局的には学識経験者になる  
かもしれないが、地方団体でそういう  
仕事に携わつておるような人も考え  
ておるのでございませう。

○松村政府委員 具体的にはまだ名前  
等をきめておりませんので、申し上げ  
るまでの段階に至っておりません。

○受田委員 人選のことを私は申し上げ  
ておるのではない。どういふ層から  
出そうとされておるのか、たとえば税  
務あるいは財務、その他の実務者ある  
いは大学の会計法の教授とか、こうい  
うような分析はできておるのですか。

○松村政府委員 いずれ最終的に法律  
にいたしますので、公法、私法の学  
者、それから最近地方では公益企業と  
いうものが非常に盛んになっておりま  
して、それについての会計の問題点も  
ありますので、公益企業について学識  
経験のある者、また近代会計学、民間  
企業の会計経理その他行政学、経営学  
等の学者、専門家に御参加を願ひた  
い、こういうふうに考えております。

○受田委員 この間行管の岡部局長  
が、一人で二十も兼ねておる委員があ  
つたことを示されたわけですね。同じ人間  
がたくさんの委員を兼ねて、本務も兼  
務もみんなおろそかになっておるとい  
うことを率直に申されておるとい  
うので委嘱されようとするその委員  
は、それぞれのそうしたほかの審議会  
や委員会、それらの行政委員会のメン  
バーになつておるかどうかということ  
を考慮されるかどうか伺ひたいの  
です。

○松村政府委員 先ほど申しましたよ  
うにまだ具体的にきめておりませんの  
で、どういふことになるかわかりませ  
んが、私どもといたしましては、現実  
に会議等を開きました場合に、集ま  
つていただかないと困りますので、ほか  
の審議会を兼ねておるかどうか、そ  
ういふ問題は第二義にいたしまして、十  
分調査審議に参加でき得る人を選び  
たい、こういうふうに考えております。

○受田委員 調査に参加できる人とい  
うことになる、ほかの委員になるべ  
く兼ねていない人を選ぶということに  
なるわけですか。

○松村政府委員 結局抽象的にはそう  
いうことにならうかと思ひますが、し  
かし中にはこの人でなくてはという人  
もあらうかと思ひますので、委員を兼  
ねておる人も出てくるかも知れませ  
ん。

○受田委員 この人でなければという  
のが災いをして二十にもなつてきたわ  
けですね。そこでこの人でなければとい  
うので拝んでその人に就任を求めると  
いう形をとると、岡部さんともこの間言  
うておられたが、一人が二十人役もや  
らなければならぬ問題も起つてくるの  
です。あなたの方ではそういうことを  
十分考えて間違ひがないような構想を  
持つておらなければいけないと思ひ  
ます。私は自治庁に對する質問につ  
いては、総理それから青木長官とお二  
人を招かなければ、最終的な結論が出  
ない問題が今あるのです。それはいろ  
いろ選挙に關係した中央の誘惑的な言  
ひについてお尋ねをしなければいけな  
い問題が出てきた。そこで自治庁に對  
する質問を暫時保留して、宮内庁の關  
係を先に質問させていただきます。

言つたように、長官と岸総理に出てもらつて究明すべき点があるのです。それはそれとして内閣委員会では自治庁に對し質問をする機会がなかなかないので、こういった法案が出たときでなければできません。先ほどから政務次官と官房長の答弁を聞いておりますと、いかにも日本の自治制度が整備されて首長の公選はもちろん、相当自治体としての独自の活動ができるような答弁でありますけれども、私の経験からいいますと、それぞれ議員なり首長の選挙等もだんだん板につきまして、形の上では地方自治制度が整備したかのように思いますが、一番肝心の財政的な面に全然自治制度の特徴がないために、各府県の予算を見まして、市町村の予算を見まして、県あたりはひどいところになると約九〇％が国の交付金なり、いろいろな名目の補助金に依存をしておる。県独自の財政は一割、百億の予算にすれば十億くらいしかないということでは、これは形の上では自治体であっても、實質的には昔のいわゆる国の出先機関である県と大差ない、ここに問題があると思う。この点を相当思い切つて改革していかなければ、日本の自治制度というものは私は完全なものにはならぬと思う。そこでどうしても地方自治体に税収入なりその他地方自治体独自の財政収入をこれ以上ふやすことはできないものか。国が八割ないし九割のものを握つておかなければならぬ具體的な必要性が何かあるのかどうか。私に言わせれば全部とは言わないけれども、最低限五割限度は、それぞれの自治体における独特の収入源がなければ、私は自治体としての實質的な活動はできぬ

と思うのです。ところが今申しましたように、これがそうなくてはならぬという理由と、また私が申し上げたように五割程度の自治体独自の財源がなければならぬと思うのだが、これに對する政務次官の御見解を承わりたい。

○黒金政府委員 たいまき久保さんからお話ございましたように、目標とし、理論としてはあなたのおっしゃることにできるだけ近づけるのがいいと思ひます。ただ御承知のごとくに財源の偏在と申しましようか、これが非常に激しい。粗税の中心は所得課税であるのか、消費課税であるのか、流通課税であるのか、財産課税であるのか、このようにことになると思ひますが、一番中心は所得課税でございます。これはまた申し上げるまでもございせんけれども、東京、大阪、名古屋といつたところにはほとんど国の全体の所得の六割ないし七割が固まつておる。ほかの残余のものが各県にばらまかれておる、こういう事態でありますために、そういう所得課税の面を地方に委譲いたすとして、非常に大変な格好になります。それから消費課税につきましても、製造課税の場合もございしますし、実際に消費の面で捕捉する場合もございしますが、消費の面で捕捉しますれば、やはり大都市中心になります。製造によつてやりますと製造工場の存在等において非常にでこばこございします。流通課税、その他いろいろやつて参りましたも、なかなか各地方にうまく配分できる財源がないものでございしますから、やむを得ず所得課税を國の方にいたしまして、所得税、法人税、酒税、この三税の二八・五％を交付税として分ち与える。できるだ

けの財源は地方に与えながら、あまり不均衡にならないような財源、たとえば住民税でありますとか、あるいは固定資産、こういうものは各地に財源がございしますので、そういうものを中心にして、そうやつて分けておきまして、その不足の分を今申し上げた交付税で配分をしていく、こういうやり方をとつておるわけでございます。しかしそれで果して現状のままでいいのかどうかということになりますれば、われわれとしてもできるだけ地方自治と申します以上は、地方の自主的財源をふやして参りたい。どうやつてふやせば一番全体に及んでふえるか、それから同時に交付税を分けます場合におきましても、貧弱な県と富裕な県、富裕といつては非常に語弊があるかもしれませんが、比較的問題で申しますと貧弱な県の方にできるだけ財源が多いくように、こういうような措置をとりながら漸次改善の方に向つておる、これが現状でございます。今あなたの言つておる根本の理屈に對して決して反対でありません。賛成であります。実情とにらみ合せながら逐次にそれに向つて参りたい、こんな考えで努力をしておるわけであります。

○苗ヶ久保委員 政務次官の御答弁はわかるのです。わかるのですが、しかしやはり地方自治体というものをほんとうに名実ともに育成するためには、財源が一番大事だと思うのです。たとえば先ほどの官房長の答弁を聞いておたいというところは、閣内における発言ないしは地方自治体を育成するための自治庁としての仕事の内容等から、自治省にしたいという考え方がありま

す。それもわかりますけれども、私どもが非常に不安に感じるところは、今のような地方自治体の財源の実態において、もし自治省というものができても、中央で強力なものができずとも、昔の内務省式になつてくることは当然である。地方自治体を育成強化するといふ美名のもとに、實質的にはいわけつかつての中央官庁の出先機関である県になるということを含んでいるわけですから。そこに私も簡単に自治省に對して賛成できぬ理由がある。そこで、今の政務次官の御答弁はよくわかるのはありますけれども、私は日本がほんとうに民主主義的に発達していく過程においては、今の自治体を財政面からは強い発言力と、また自治体としての自主的な運営のできる面を持つていていただかぬことには、おそろくはなかなか容易ではないと思ひます。そこで今あなたのおっしゃつた富裕県とあつては貧弱県がございします。これは現実にあるのございしますから、私はその言つていただいても別に難はないと思ひます。しかし今の國に全部吸い上げて、國が実権を持つて、國の言うことを聞かない県は出さぬとおっしゃらないけれども、先ほど受田君も指摘したように知事選挙なり、市長選挙のときに、総理大臣やいわゆる政府側の方に行つていただいて応援なさる。私はこれはいけないと言ひません。けれども、この言ひです。けれども、そのこと自体が自治体の住民に、何か政府の側につかなければ損をするのだという考え方が浮ぶのは、今の自治体に対する國の方針というものが、今や財政的な面であつて、これは五割くらいの財源を

持つておれば、何も総理大臣が来よう

と、あるいは中央の大臣が来ようと、住民にとつては大した問題じゃないと思ひます。遺憾ながら全支出の割にいくらか収入を持たぬ府県やその他の自治体というものは、やはり何か中央の政治とつながらぬと自分の自治体がどうにもならぬといふことを直感するわけですから。そこに問題があると思ひます。そこで、私が政務次官にいわゆる五割なら五割の財源を確保しなさいと言ふことが無理だといふことは承知しております。承知しておるけれども、そういうことに全面的な努力がなされぬことには一向進歩しないです。私は残念ながら今の中央の政治において、それがなされてないと思ひます。それに対していろいろな難点、問題はござい

いたします。問題はあろうけれども、地方自治体が五割限度くらいのもので持つといふことが前提であるならば、それに近づくためのいろいろの検討なり、いろいろの努力がなされて、一歩々々積み重ねていくものがなくちゃならぬ。ところが戦後十数年何ら変らない。むしろ逆行する面も出ております。これでは相ならぬと思ひます。そこでこれは官房長もそうだが、ただ単に自分のところの官庁を庁から省にするという努力もけつこうだけれども、地方自治体がこんな実態では、あなたのごときは幾ら省になつてもだめです。地方自治体をしつかり固めて、少しづつ中央の政治が變つても、地方自治体は厳として自分たちの自主性をもつて運営していける基礎を作らなければいかぬと思ひます。これに對する御意見と、今後どの

六

ような具体的な努力をするか——私は努力をする面があると思う。政務次官と官房長と両方答弁を願いたいのであります。

○黒金政府委員 ただいまのお話ごもつともだと思ひます。われわれが努力を怠つておつたかのようにおつしやいますが、毎年ある程度ずつは前進してきたように私は考へております。なお今後一体どうするのか、今たとえ交付税の問題につきましても別途地方行政委員会御審議願つております。これによりましてでもできるだけ貧弱な県に多くの財源を与へたいという努力は一生懸命やつております。しかもこれは今お話が出ましたけれども、別の機会でもけつこうですが、ゆつくり御説明すればおわかりいただけると思ひますが、地方に恣意的に配つておるものではございません。法律に基きまして基準ではじきまして配つております。今お話のような御懸念は、こういう点からも私はないと思ひます。

なお将来どうするかという点でございますが、一番根本の点は地方団体と国との事務分量の配分の問題が先だと思ひます。その後、その事務に対してどの程度の財源を付与するか、これは国税と地方税との配分問題だと思ひます。それから今度事業をやるに於いて補助をどうするか、あるいはそのやうな財源を配分してもなおかつ貧富の傾斜のあまりひどいところをどうやうに調整していくか、交付税の問題、こういった問題についてわれわれはおおざりにしておるわけではありせん。別途これは総理府からの御提出かと思ひますが、内閣に国税、地方税を通じます。

税制の調査会を設けまして、二年でありましたか三年でありましたか、根本的の解決をはかつて参るようお願ひをしておる次第であります。こういうものを通過して、今お話の点、非常に大きな問題であり、国と地方の財源関係に大きな影響を及ぼすことでありますから、慎重に検討していただきまして、今お話のような方に早く持つて参りたい、そのためには私も地方自治団体の代弁者として努力を續けて参る決心でございます。

○松村政府委員 ただいまのお話、全く同感の点もございしますが、地方財政的には先ほど政務次官がお話ししましたように、これは限度がございします。従つて要は、たとえば補助金等をするだけ整理しまして、そういう道具をもつて地方自治が支配されないやうにすれば、足らない財源だけを地方に与えて、その財源の範囲内であれば地方が自主的にこれが使える、こういう体制を作り上げれば、地方自治は一段と確立される、こう私は常々考へておるやうな次第でございます。

○西ヶ久保委員 質問はこれで打ち切りますが、私はこういう問題は相当真剣に考へて、それも自治庁が、自治庁の立場でなくて、自治体の立場で考へていただかぬと解決しないと思つたのです。これはもちろん私がこう言つたから明日から変わるものではありませんし、むしろかきいこともわかつておりますけれども、それをやらなければならぬと思つたのです。従つて自治庁は、自治省に昇格する計画もけつこうでしやうけれども、と同時に、より重要にそういうことを考へていただいて、そういうことが一歩々々解決するための努力を全面的にしていだいて、やがていつかの国会にはこれを実現されて、国会側からおほめの言葉をもらうくらい熱意を持っていただきたい。これは私の注文を申し上げて質問を打ち切ります。

○内海委員長 次は大蔵省設置法の一部を改正する法律案、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案、総理府設置法の一部を改正する法律案、厚生省設置法の一部を改正する法律案、南方同胞援護法の一部を改正する法律案、日本国憲法第八條の規定による議決案の各案を一括議題とし、質疑を許します。木原津與志君。

○木原委員 出されました法案のうち、私が質問したい点は、憲法八條の規定による議決の案件でございます。これを官内庁の方に御答弁を願ひたいと思ひます。

今度皇太子の御成婚に當つて、民間その他の団体から財産上の寄与を受けるについて、その限度額が百二十万円をこすであらうということ、本件の議決を求めるやうなことになるのだらうと思ひますが、一体今度の御成婚について、あなた方はどれくらい財産上の寄付を受けるというやうな予想でもしておられるか、その予想額があれば教えていただきたい。

○宇佐美説明員 ただいまの御質問でございますが、申し上げるまでもなく憲法の第八條の規定によつて、皇室贈与あるいは贈与を受けるという問題は国会の議決を要するということになっておりまして、その精神は、そういう問題について制限をするという考へ方であ

らうと思つたのでございします。従つて実際の取扱いにおきましても、私もその精神に従つて考へるべきだとも考へておるのでございしますが、しかし現実の問題としては、ずいぶん現在においてもいろいろな問い合わせもございしますし、全然その道をふさぐということもどうかという考へから、一定の制限のもとに、こういったほんとうの国民の気持をお受けした方が適當ではないかという趣旨から、この議決案を提案しているのでもございまして、今のところどのくらい額になるかというやうなことににつきましては全然見当がつきません。

○木原委員 この金額が莫大な金額になるというやうな場合ですね、そういうやうな場合、その寄付された物品なりあるいは寄付された金銭というやうなもの、これは皇室の私有財産になるのですか、あるいは国有財産になるのですか。

○宇佐美説明員 憲法の規定の八十八條に、すべて皇室の財産は国有とするという規定がございしますが、この制定の當時の考へ方といたしまして、陛下及び皇族の身まわりのお品というものは私的なものであるということに解釈されて参つておるわけでありまして。そういうことで、そのほかに毎年内廷費というものが法律に定められた額によつて皇室が受けておられまして、天皇その他の内廷におられる皇族の御生活の経費ということになっておりまして、それで求められた品、そういうものがいわゆる御私有的なものになるわけでありまして。これはもちろん事務的には台帳で整理は一応してございしますけれども、どのくらいの評価ということは今ちょっとここで申し上げかねるわけでございます。

○木原委員 すると、今度御成婚に關して受けられる民間からの物品は、すべて皇室の私有の財産になる、こういう考へでありますか、そうなるにとらう答へであります。私にこの婚姻の性格についてお聞きしたいのです。皇太子の御成婚、これは国事であるか皇室の私事であるかということについて、いろいろ国内でも議論があるやうでございします。私個人の考へ方からすれば、皇太子は天皇ではない、国の象徴という立場を持つておられる方ではないのでありますから、その人が平たくいへばお嬢さんをもつという行事でございしますから、これは私は純然たる皇室内部の私事だといふやうに考へるべきじゃないかと思つ

のでございますが、先般政府は、閣議決定事項としてかどうか、その点記憶はつきりしません、この皇太子の御成婚については、国事にわたる部分と皇室の私事にわたる部分と、二種類に分けて考えておるようであります。従ってそういうことから、この御成婚は国事であるからというので、これも今民間でやましく問題になっております。政治問題にもなっております。この機会に恩赦をやるのだというようにことまでいわれておるのでございしますが、そういう点にかんがみまして、御成婚のことが一方国事であり、一方皇室の私事であるというように解釈を政府がやっておるので、私もその間の区別がわからないのですが、宮内庁ではこの皇太子の御成婚は国事と見てゐるのか、皇室の私事と見てゐるのか、その点の見解を明らかにしていただきたい。

○宇佐美説明員 皇太子殿下の御婚儀の法律的な解釈については、過去においても御質問がございまして申し上げたのでございますが、今お述べになりましたように、過般の閣議決定によりまして、結婚の儀と朝見の儀と祝宴というものは国の儀式として行うということに決定せられたわけでございします。その基本的な理由は、結局皇太子という公的な御地位の方で、皇位継承にも関する問題であり、きわめてその御結婚というものが国家的に見ても重要な意味もあることとございまして、従ってその御婚姻の決定についても皇室會議を経なければならぬというように公的な性格があるものと解釈をいたしたわけであります。なおそのほかに宮中、皇室の中だけで行われる儀式がございまして、これはもちろん国家的儀式と見ずに宮中、皇室内部の儀式として内輪で行うという考え方でございします。そういう理由から閣議決定になり、今日その方針で進んでいるわけでございします。今度の贈与をお受けになるということにつきましては、それはあくまでお祝いの品を天皇、皇后あるいは皇太子に差し上げることとございまして、これはそういう直接の公事と離れた問題でございしますが、このことは憲法に基く制限があるためにこういう議決をいただくわけでございします。

○木原委員 今の御答弁でわかったところとわからぬところとあるので具体的に言っていたかと思うが、今度の四月十日、もう目前に控えておりますが、この婚礼の儀式の中で何と何が国事か、何と何が皇室の私事か、その点を具体的に教えていただきたい。○宇佐美説明員 ただいままで皇室の内部の儀式として行われましたのは、いわゆる納采の儀というものが一月に行われております。これから行われますものは、今三月十六日を予定いたしておりますが、御結婚の日をきめる告期の儀というものでございします。それから四月十日に結婚の儀と朝見の儀というものが行われまして、この二つが国の儀式として行われる。結婚の儀は申し上げるまでもなく一番中心の御結婚の儀式でございします。朝見の儀と申しますのは、公式に天皇、皇后と皇太子及び皇太子妃が会われてございさつとされるという式でございします。そのあと、ごく内輪の儀式でございしますが、供膳の儀という儀式がその日の夕方行われます。これは両殿下が初めて食事とともにされるのでございします。そのほか、これは古くから伝わった三箇夜餅の儀と申しまして、めでたいもちを供えるというように、ごく内輪の儀式がございします。そのあと二日置きまして祝宴の儀、これは内外に御結婚を披露されるという意味でございします。十三日から三日間にわたって五回に分けて行われる予定でございします。そのあと、これも従来のしきたりで、神宮及び山陵に皇太子、皇太子妃両殿下が御奉告に参拝されるというのでございします。以上が国事と皇室内部の式でございします。

○木原委員 そうすると、今回の御成婚に要する費用として予算が計上されておりますね。その国家で支弁する予算の中で、今あなたのおっしゃった国事に要するもの、それから皇室内部の私事に要するもの、両方含めたものを国家が負担するということになるのですか。それとも国事に要するものだけを国家が予算を見るので、私事にわたるものは皇室の私有財産でやるというようなことになるのですか、どちらですか。○宇佐美説明員 明年度の予算案で御審議願いました二千万円余の経費は全部国事に要する経費、大部分が祝宴に要する経費でございします。その他の、将来着る着物でございしますとか調度類というものは、みんな内廷の経費で準備をするはずでございします。○木原委員 そうすると内廷の経費、すなわち皇室の私有財産でそれだけの皇室内部で行ういろいろな儀式の費用をまかなうだけの——失礼だけれども、相当膨大な金がかかると思うが、それを皇室の私有財産だけで支弁されるということになるのですか。○宇佐美説明員 皇室内部の諸儀式は、経費を見積りますと、ほとんど目に立つような経費はかかりません。実際はあと呉服でありましてか調度類の準備にかかるわけであります。これは毎年内廷費のうち御節約願って、こういう不時の場合に幾らか備えてございします。そういうものでいたすわけでございます。今の両陛下が御結婚のときに予算を立てたのを見ますと、十分の一以内くらいで、きわめて簡素に行われるわけでございします。

○木原委員 こういう機会でないとなたにお尋ねする機会がないから私お聞きしたいのですが、今国有財産と私有財産の話をしましたから、ついでにお聞きしますが、われわれ見たことはありませんけれども、本なんかで読んだ三種の神器というものがありませんか。あの三種の神器という宝物ですか、これは国有財産ですか、皇室の私有財産、天皇陛下御一家のもので、その点聞かして下さい。○宇佐美説明員 皇室経済法に規定がございまして、皇位とともに伝わるべき由緒あるものは、皇位とともに後嗣に伝えるという規定がございします。これは皇位というものは公けの地位であって、それに伴うお品でございします。これは今の觀念で申しまして、陛下の御身に当然伴う品でございまして、今の法律の所有権論で申しますれば、陛下とともに伝わる御私有でございまして、これは永久に後嗣に伝える立場のものであると申し上げるほかにないと思います。○木原委員 そうすると三種の神器という宝物は国有財産ではなくて、皇室の私有財産で、これはずっと世襲的に相続するということになるわけなので、すか、もう一度その点を……。○宇佐美説明員 公けの立場におられる陛下の御所有でありまして、今の言葉でいえば御私有であって、これを世襲の後嗣に伝えられる品であるというふうな考えられるのであります。○木原委員 もう一つ、成婚のことですが、国家的な行事だとおっしゃるのですから、その点については私と見解を異にしますが、おそらく非常に盛大な婚礼の儀が行われることであろうと推測いたします。ここで私はちょっとあなたに特に申し上げておきたいことがあるのですが、先般阿山の池田さん、のところに、何番目の皇女の方ですか、厚子皇女様という方がおこし入れになりました。あの当時私も聞いておこし入れのときは、婚礼の道具だけで貨車何両か持っていかれたというように、それが伝えられて、当時一般民間の間には、皇女といえども現在一般民間の税金で養われておる人だ、しかも養っておる国民の大部分は嫁に行くのにふろしき包み一つさげていくというような状態の中にある。こういう現実の国民生活の中で、皇女がお嫁に行かれるのについて貨車何両も運ばれた嫁入り道具を持っていかれるということ、同じ婚礼でありながらあまりに差があつたわけでありまして、あなたはそこをお聞きになったかどうか知りませんが、こういうようなことで、民をしてそういう声を放たせるということになりますれば、せつかくこのおめで

告に一世一元のことが書いてあるとい  
うようなことであつたかと思ひます。

○受田委員 そうすると、たとえばきょうにも不幸にして陛下が急になられて、元号を改正する場合がかりに想定されると、元号は一体どこがきめられることになりましょうか。

○高辻政府委員 先ほどもお触れになりましたが、ただいま申し上げました通りに旧皇室典範の規定にかかわるような規定が現在の皇室典範にせよ、そのほかの法律にせよ、実は規定がございせん。まあ現在は一種の国民的習律といったしまして、昭和という年号が使われているものだと思いますが、お尋ねがありましたように、何かの際に新たな年号を立てるということになりますと、それは法的な拘束力を持たせる意味におきましては、実は今の制度のもとはそれはできないであろうというふうに考えます。何か約束事のようにやっていると、これは事実上の問題でございまして、別でございまして、法的な拘束力を持たせるものとしては今の制度のもとではそれは困難なことであると考えます。

○受田委員 それは困ることですね。それでは大へなことですね。たとえば今日陛下がかりにおなくなりになられるという場合に、昭和三十四年というのが引き続くのかどうか、これを一つお答え願いたいと思います。

○高辻政府委員 ただいま申し上げましたように、そういう場合を想定した場合に、国民的習律としてそのまま継続していくかどうか。少くも新たな年号を法的拘束力を持つものとして立てることはできないだろうかというふうに考えます。

○受田委員 そうすると現状では陛下がおなくなりになられても、昭和の年

号がずっと続き、皇太子が即位されても昭和の年号が続く、かように考えてよろしゅうございませうか。

○高辻政府委員 ただいまの問題は、結局現在あります昭和の年号自身が国民的習律の問題でございまして、従ってその後に習律としてそれが継続するかどうかという問題であつて、法律的にそれは続くべきであるとか続くべきでないとかいうようなことは、ちよつと申し上げかねる問題だと思ひます。

○受田委員 これは非常にあいまいな問題ですね。重大な問題です。非常に大欠陥だ。私は今政府が何か用意されているのかと思つたら、たとえば陛下が急になくなられるというわれわれ考えたくない事態が起つた場合に、昭和の年号がずっと続くことは国民的習律として認めるのか認めぬのかについて非常にあいまいなのです。法律的根拠がない。大体現状として、今日陛下がたとえ脳溢血でおなくなりになられる場合がかりにあられたと想像すると、皇太子が直ちに天皇におなりになられるわけですね。これは考えたくない事態であります。われわれ政治家としてはやはりこゝまで考えなければいかぬ。陛下がおなくなりになられた後に年号をどうするかというのを国会で審議して、その審議の結果皇室典範の改正を行なつて、御即位の後何日もたつて年号が変るという形になるのかどうか、ちよつとお答え願いたい。

○高辻政府委員 これは受田委員は先刻御承知のことだろつと思ひますが、旧皇室典範から新皇室典範に変わる際に、元号の問題をどうするかというこ

とは、少くも私も法制当局者としては当然に考えたこととてございませう。実は当時元号に関する法律の制定を準備したときとてございませう。しかし当時

は御想像のような、連合国司令部が存在しておつた際における問題でございまして、それが制定する運びまで至らなかつたわけとてございまして、法律問題として、少くも法的拘束力を持たせるものとしてこのまま放置してよろしいかと言われると、それは何か考えなければならぬ問題だろつというふうに思つております。現に先般でございまして、この内閣委員会において私どもの長官である林長官が仰せになつたこととてございませう、それについては少くも研究をしなければならぬ問題だろつというのを申し上げたと思ひますが、私が申し上げたのもそれに尽きておるわけでありませう。

○受田委員 私はこの間長官にお聞きしてあいまいなお答えがあつたから、対策を立てることができておるのじやないかと思つたのです。そうしたら依然としてそれができておらぬということでありませうと、たとえ陛下の御意で四月十日に元号を変えよう、皇太子の御結婚を契機として新しく生まれ

る民主的結婚による新しい時代を作る意味で昭和の年号を変えて、生まれ変わった年号でやろうということをお考えになられて、年号を変えろという表明をされることを押える根拠がありますかどうか、これもちよつと伺ひたい。

○高辻政府委員 そのお気持ちを押える根拠があるかどうかということとてございませう、要は元号制というものを立てまして、昭和の年号あるいは昭和が

變つて何々という年号というふうなもの、法的拘束力を持たせるものとして考へていくべきかどうかというところに帰着する問題だろつと思ひます。それについては日本が今まで使つておりました元号というふうなものを、何か西暦紀元というふうなものを使つたらしいじゃないかという論も一部にはあるように承知いたしておりましたが、いづれにしても、この問題はどうするかというのをまず検討いたしまして、その上で必要なそれに相当する措置を講じなければならぬ問題だろつと思ひます。

この問題は一法制局として考えるべき問題ではなくて、全体的な高い視野から考慮していかなければならぬ問題ではなからうかと思つたのでございませう。

○受田委員 内閣官房副長官の御意見はいかがですか。政治的責任者としての御発言を願ひたい。

○鈴木(俊)政府委員 元号の問題につきましましては、先般法制局長官にお尋ねがあり、また本日法制局長、また宮内庁長官にもお尋ねがあつたわけとてございませうが、林長官にお話のありました際から、官房長官のところでもいろいろと研究をいたしておりましたが、たゞいま法制局長のお話になりましてこれをただ単に國民的な習律としてそのまゝにしておきますこととていいかどうか、御指摘のように非常に問題があらうと思つたのであります。従つて、これは早急に研究をいたすべき問題だと思つたのであります。法制局の方でさらにいろいろと研究をしていただきまして、内閣としても、これに対する対策を立てたい、しかしまだこれについての結論を出す段階にまでは

至つていないわけでありませう。

○受田委員 私はここで、陛下も人間でいらつしやるのだから、陛下がおなくなりになられる場合、あるいは陛下が御自分の御意思で年号を変えたいと言われる場合、いろいろな場合を想定しなくちゃならぬと思つたのです。たとえば急に陛下がおなくなりになられた場合、昭和という元号は現状においてはそのまゝ続くことになるのか、あるいは變ることになるのか、ここをばつきりしていただきたい。つまり現在急に天皇の崩御、天皇の即位ということ

が起つた場合に年号はどうなるのか、これを一つお答え願ひたい。

○鈴木(俊)政府委員 それは先ほどお話のございましたように、旧皇室典範の十二條あるいはその前の行政官布告の明治元年の一世一元という定制、そういうものが今日國民的習律として動いておるといふこととてありますならば、一世の變らない限りそのまゝということになるわけでありまして、先ほどのお話のように途中で變るといふようなことは習律としてはないのだという解釈になるでございませうし、あるいは昭和という年号がそのまゝずっと継続していくのだというお話も先ほどございませうが、そういうふうな習律として現在の実情を考へるならば、そういうふうにもなるかと思つたのであります。それなればこそどういうふう

に——今後の憲法上の問題として検討いたしまして、どういうふうな定め

うふうに考えているわけでありませう。

○受田委員 私が今ここでお尋ねしているのは、陛下がおなくなりになられるという考えたくない事態がきょう今起った場合の措置はどうなるかを御尋ねしておるわけですね。お答え願いたい。

○鈴木(俊)政府委員 そのような事態が不幸にしてございしましたならば、それはもちろん直ちにそういう事態に際して、政府としても何らかの対策を立てなければならぬと考えます。

○受田委員 そういう事態に際してという事は、それに際してそれからどういう措置をとることが考えられるのですか。

○鈴木(俊)政府委員 それは非常に重大な問題でございまして、内閣としてもそのような事態になりますならば、直ちに慎重に検討して結論を出すことになるように思います。

○受田委員 慎重にしている間は間に合わないのです、年号は変えるのなら即時に変わるはずなんです。それを慎重にやっておるうちに昭和が続き、途中でまた何か変わるということになる。慎重にやっておったのでは間に合わないのです。あなたは非常に慎重に事を考えておられるが、今日にでもわれわれの考えたくないような事態にぶつかった場合に、ちゃんとしたもの

がちゃんとなければいけないのです。政府が今から慎重に検討するでは間に合わない事態が起る。きょう今そういう事態が起った場合にどうなるのか、内閣はその場合はどういう措置をとられるかというところをお尋ねしているのです。これは国民すべてがはっきり知っておかなければならぬ問題ですから。

○鈴木(俊)政府委員 結論はまだ出ておらずに検討中です。

おらぬわけですが、その結論を出すについては事柄が非常に重大でございまして、慎重にやらなければならぬと、先ほど御指摘のようにすみやかにやらなければならぬことはまさにその通りでございまして、一つ十分御質問の趣旨を体しまして、政府としても検討したいと思っております。

○受田委員 そうすると、たとえばそういう事態がかりにあった場合に、法的な基礎はどういうことになるのか、公文書その他はどういうことになるのか、きょう今そういう事態が起った場合。

○鈴木(俊)政府委員 ですから、その場合にどういう措置をするかということとは、政府として慎重に検討したいと思っております。結論をすみやかに出したいと思っております。

○受田委員 その政府が検討するといふのは、行政府の内閣の責任でやるわけですか。

○鈴木(俊)政府委員 行政府としてももちろん内閣の責任でやると考えます。

○受田委員 内閣の責任で元号をきめるといふふうに了解してよろしゅうございませうか。

○鈴木(俊)政府委員 個々の国民的な習律をさらに法律の域にまで高めまして、法的拘束力を持つ元号ということになりますれば、これは当然法律問題でございまして、立法が必要になつてくるわけでありませう。そういう点について検討する責任は行政府としての内閣に当然ある、かように考えております。

○受田委員 それを措置する責任でなく、検討する責任ですか。

○鈴木(俊)政府委員 その措置が立法

を要する事項でございませうれば、国会と御相談しなければできぬわけですが、行政権だけの措置ということになれば、もちろん内閣自身で措置をするということになると思えます。

○受田委員 行政措置として内閣だけでやっていた問題ですか。

○鈴木(俊)政府委員 これはまた重大な問題でございまして、それについても結論を出さなければならぬと考えております。立法として措置するか、し

からざる方法によるかということもその重大な検討問題だと思っております。

○受田委員 きょう今でも非常事態が起った場合に、立法事項か行政事項かを検討するということに間に合いますか。

○鈴木(俊)政府委員 非常に御心配になられますお気持はよくわかるのでございまして、そういう態度で政府もこれに臨みたいと思えます。

○受田委員 あなた方は簡単に考えておられるが、私はこれは非常に大事な問題だと思ふ。簡単な問題ではないです。『重大過ぎるのだよ』と呼ぶ者あり。だから、きょう今でもそういう非常事態が起ったときに、どういう措置がとられるか、政府がこれから検討するといふような、そういう急慢な政府ではいけないと思ふ。こうした近く皇太子の御結婚を迎えられるというときに、陛下が元号を変えられるという御意思を持たれたということも含めたい形、何か直ちにここでされなければならぬ。しかしきょう今でも非常事態が起ったときには、政府は何の対策もないという全くお手あげの状態では

はないですか。これはどうするの。

陛下も人間でいらっしゃるのだから、そのこともわれわれは十分考えておかなければならぬのです。そのときになつて法律事項にするか、内閣の事項にするかというようなことを相談するといふことで間に合いますか。私はこの間から何か用意されたかときよは期待しておったのですが、依然として、しかも今はまだお手あげの御回答です。これでは私ははなはだ不得要領です。この次の質問の機会までに政府は態度をきめて、皇室典範の改正をするならする、あるいは法的機構を設けて内閣の事項にするとか、天皇の國事事項にするとかいうようなことを適当にされなければいけないと思ふのです。しかしこれは非常に差し迫つた解決の問題だと思ふのです。ゆうちょうにかまえておる問題ではない、委員長さう思いませんか。

○内海委員長 そこでこういう受田さんの質問のような問題に対しては、政府はどうなんですか。一体これは明治から大正、大正から昭和と移っていく、前例もあつたろうと思ふのですが、ただいたずらに法的な根拠というものは、答弁になるまいと思ふ。そういうものを、法的な根拠というものを、前例というものを織りまぜたような意味で御答弁になればわかるのじゃないか、こ

う思ふのですけれども、そういうような意味において、きょうは……

○受田委員 あなたのような御意見では解決しないですよ。法的な根拠は要るのです。今のようないくつ一元的な国民的慣習などというところで、そういう習慣でいくというところでは解決できない問題です。

○内海委員長 しかしそれは前例とからんでいきたい。今までのように、どうも明治、大正、昭和といかないから、こういうように立法に持っていきたいという答弁にすれば、あなたの御要望にこたえることができるのじゃないか、こういうように私は考えているのです。

○受田委員 答弁になりませんよ。そういうことでは今いかにいかになつて、つまり公文書を出すのに、それがどう出すかという根拠がないから、つまり元号を変える根拠がないから、このまま続けるという根拠がない。だから全然あなたの答弁にならぬわけですね。私は承知できません。次会に解決を政府に要求しておきます。

○内海委員長 この次の機会に、受田さんの要望に何とか満足のできるような答弁を要望します。

次会は公報をもつてお知らせすることとし、これにて散会いたします。

午後零時五十二分散会

内閣委員会議録第五号中正誤

ベシ段 行 誤 正  
七三 八 俱子 俱子

昭和三十四年三月十日印刷

昭和三十四年三月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局